

いやなこと、困っていることはない？

たとえば、こんなことはされてない？



こまっていることが あったら、がまんしないで、そうだんしてください。

【そうだんはこちらへ】

■LINEそうだん

かながわ子どもかてい110番そうだんLINE
(月～土曜日/9:00～21:00) ※ねんまつねんしのぞく

■よこはま子どもぎゃくたいホットライン

(365日24時間) 電話 0120-805-240



ともだち
ついかは
こちらから



郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

横浜市中区本町 6-50-10
横浜市役所 子ども青少年局

このホームページから印刷したハガキはつか使えません。

ハガキでご意見をいただく場合は、お近くの区役所・地区センター・コミュニティハウス・図書館・放課後キッズクラブなどに置いてある紙のリーフレットをお使いください。

■意見は、ハガキのほかに、次の出し方があります。

◇インターネット

このマークを スマートフォンの

カメラなどで読みとると意見を書くページが開きます。



■意見を出すときは、

10月31日までに、ハガキに書いてゆうびんポストに入れるか、インターネットに入力してください。

■出し方が分からないときはこちらにれんらくしてください。

よこはましやくしよ
こどものけんりようごか

電話 045-671-2394

ファックス 045-550-3948

メール kd-yo-go@city.yokohama.jp

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準

に関する条例（骨子案）への市民意見募集

じどうそうだんじよの いちじほごしよ（いちじほごしせつ）で、こどもたちが今よりもっと安心してすごせるように、大人（しよくいん）が守る決まりを作っていくことになりました。

これを読んで、みなさんの意見を聞かせてください。

■じどうそうだんじよは どんなところ？

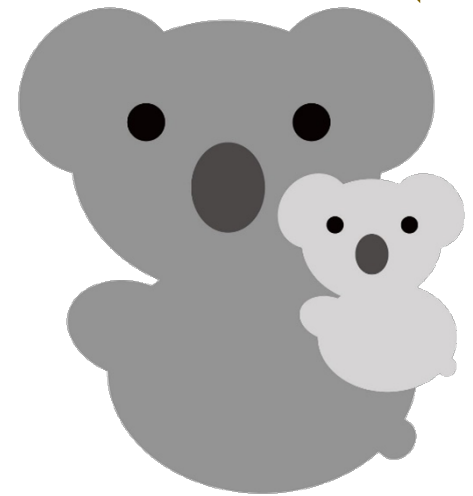
じどうそうだんじよは、こどもたちの安心と安全を守り、こどもたちが心も体もすこやかに成長できるように、そうだんを受ける ところです。

■いちじほごしよは どんなところ？

いちじほごしよは、いろいろな理由で自分の家で生活できなくなったこどもたちが、いちじてきに生活する ところです。

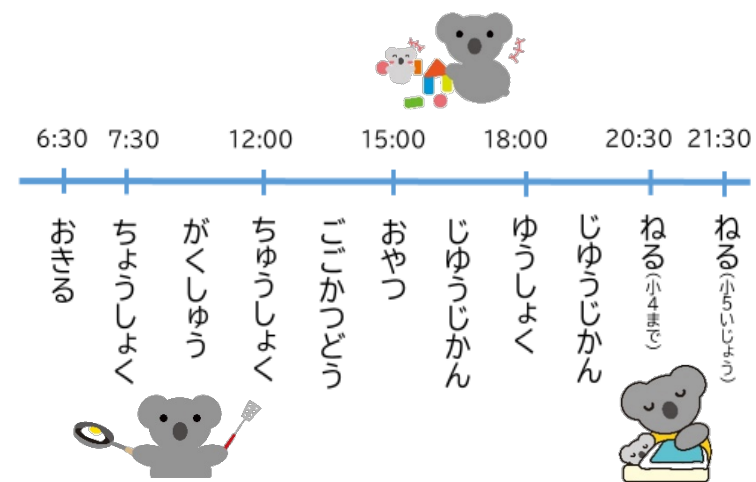
よこはましの こどもぎゃくたいぼうしのキャラクター

キャッピー



【いちじほごしよの1日】

いちじほごしよでは、1日をこのようなことをしてすごします。



令和6年10月発行

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課・児童相談所

横浜市中区本町 6-50-10

電話：671-2394 FAX：045-550-3948 メール：kd-yo-go@city.yokohama.jp

じどうそうだんじょいちじほごしせつ せつびおよ うんえい きじゅん 児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準について

📍 よこはましの こどもぎゃくたいほうしの キャラクター「キャッピー」に聞いてみよう！

「いちじほごしせつの せつび および うんえいの きじゅん」...
むずかしい ことばだなあ。なにを 決めるの？



いちじほごされた こどもたち 一人ひとりが 大切にされ、気持ちよく すごしていくために、いちじほごしょ・じどうそうだんじょ・しゃくしょの しょくいんが 守っていく やくそくを 決めていくんだ。

どんな やくそくを 決めるの？



おもに、3つのことを 決めるよ。
1つめは、いっしょに すごす 大人（しょくいん）の やくわりや 人数について、
2つめは、いちじほごしょの 部屋や 遊ぶ場所など について、
3つめは、いちじほごしょで 大人が 守っていく ルールを 決めるよ。

3つのことを 決めるんだね。どんなことか もっと くわしく 教えて！



1つめは、いちじほごされている こどもの 人数によって、いっしょに すごす 大人の 人数を 決めるよ。たとえば、小学生の 場合は、こども3人に 大人1人 など。また、夜に いっしょに すごす 大人の 人数も 決めるよ。
2つめは、生活する 部屋・おふろ・勉強する部屋・しょくどう・遊ぶ場所など、どんな 部屋を作るかを 決めるよ。また、生活する 部屋の 広さや 一部屋の 人数を 決めるよ。たとえば、小学生と それより上の ねんれいの こどもには、できるだけ ひとり部屋を作るようにするよ。
3つめは、いちじほごされている こどもたちの 気持ちや 意見を 大事にするために、大人が 守る ルールを 決めるよ。たとえば、いちじほごしょで 生活することになった 理由を きちんと 説明するよ。また、安心して 安全に すごせるように、食事・学習などの ふだんの生活や、地しんなどへの そなえなど、大人が することを 決めるよ。

■ 意見を聞かせてください ■

キャッピーが 話してくれた これから 作る やくそくについて、「こうだったら いいのにな」など、思ったり、感じたことを 聞かせてください。

【意見の出し方】

- ①意見を、下のハガキに 書いてください。
- ②きりとりせんを ハサミで 切ってください。
- ③ゆうびんポストに 入れてください。

◇ほかのやり方も うらめんに 書いてあるよ。

◆あなたのことを 教えてください。
(あてはまる場所に してください。)

小学生 中学生 そのほか

◆意見

✂
きりとりせん

18歳未満のこどものことで、心配なこと・気になることがあったら 児童相談所へ相談を

虐待かな・・・と気になるこどもがいたら
ご自身が子育てに悩んだら・・・
子育てに悩む親がいたら・・・

お住いの区を担当する児童相談所にご相談、ご連絡ください。秘密は守ります。

■児童相談所

中央児童相談所（神奈川区・鶴見区・西区・中区・南区）	電話 045-260-6510
西部児童相談所（旭区・泉区・瀬谷区・保土ヶ谷区）	電話 045-331-5471
南部児童相談所（磯子区・金沢区・港南区・栄区・戸塚区）	電話 045-349-0122
北部児童相談所（青葉区・港北区・都筑区・緑区）	電話 045-948-2441

■LINE相談

かながわ子ども家庭110番相談LINE
(月～土曜日/9:00～21:00)
年末年始は除く



友達追加は
こちらから

■よこはま子ども虐待ホットライン

専門の相談員が24時間365日虐待に関する相談・通告を受け付けています。
フリーダイヤル 0120-805-240

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案） について皆様のご意見をお聞かせください

■募集期間 **令和6年10月1日から10月31日まで**

■応募方法

1 インターネットフォーム【推奨】

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/itijihogosojo-rei.html>

横浜市 一時保護施設の設備・運営基準

検索



スマートフォンで回答される場合は、右の二次元
コードからアクセスできます。

2 郵送

宛先 〒231-0005横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係
一時保護施設の設備・運営基準 市民意見募集担当

3 電子メール

kd-yo-go@city.yokohama.jp

4 FAX

045-550-3948

※電子メール・FAXの場合は、一時保護施設の設備及び運営の基準へのご意見である
旨を明記してください。

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準 に関する条例（骨子案）への市民意見募集

令和6年4月、児童福祉法の改正を受けて、新たに一時保護施設独自の設備及び運営
に関する基準（内閣府令）が制定されました。

一時保護は、こどもの安全を守るために必要な措置であり、横浜市ではこれまで一
時保護されたこどもに配慮した支援を行ってきました。新たな国の基準では、一時保護
されたこどもがより安心して過ごせるように、こどもの権利擁護や個別的なケアなどを
推進する内容を定めています。

横浜市においても、国の基準を踏まえて、「児童相談所一時保護施設の設備及び運営
の基準に関する条例」を制定します。そこで、条例（骨子案）について、市民の皆様の
意見を募集します。

※一時保護施設

本基準では、児童相談所に設置する一時保護施設（一時保護所）を対象としています。
横浜市では、4つの児童相談所に一時保護所が設置されています。

■児童相談所とは

児童相談所は、こどもたちの安心と安全を守り、こどもたちが心身ともに健やかに
成長できるよう支援する専門の相談機関です。

児童福祉法に基づいて、18歳未満の児童や家庭に関するさまざまな相談に応じると
ともに、専門的な調査・判定・支援を行います。

【具体的な相談内容】

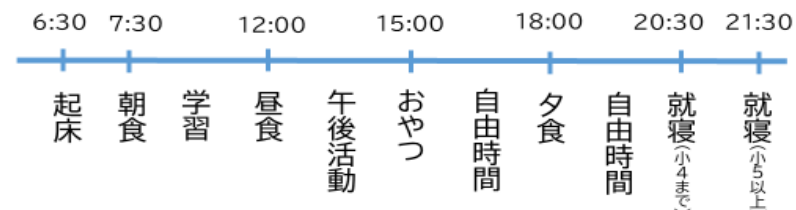
- ・こどもの養育、非行、障害、不登校、性格や行動の問題
- ・里親になってこどもを育ててみたい 等

■一時保護所とは

一時保護所は、虐待など何らかの理由で自宅で生活できない
状態になったこどもたちが一時的（数日から原則2か月以内）
に生活する場所です。

【一時保護所での1日】

一時保護されているこどもたちは、学習、活動、自由時間など
を含め、基本的に1日を一時保護所の施設内で過ごします。



上記の日課を、児童指導員、保育士、心理療法担当職員
などが支援します。

（現在は、児童養護施設の設備及び運営の基準に準じて支援しています）



令和6年10月発行

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課・児童相談所

横浜市中区本町6-50-10

電話：671-2394 FAX：045-550-3948 メール：kd-yo-go@city.yokohama.jp

